

◆「知財」の時代

いまや「知的財産（知財）」は、企業経営において最も重要な柱であるといっても過言ではありません。

いつの時代でも、社長、CEO（最高経営責任者）、COO（最高執行責任者）など、事業のトップマネジメントは、常に企業資産の評価・増殖に細心の注意を払わなければなりません。過去には、不動産など固定資産の保有が企業経営にとって安全確実なものであり、銀行や取引先などから見た対外的信用のバロメーターでもありました。しかし、「不動産バブル」の崩壊を乗り越えた現在では、企業の資産評価の重心は、そうした「有体資産」から「無体資産」に移っています。無体資産の代表である知的財産は、企業経営において、この新しい時代の最も重要な財産なのです。

事実、マイクロソフト社においては、知的財産などの無体資産は約30兆円と、全資産の90%以上といわれます。あるいは、「ソニー」などのようなトップクラスの企業ブランド（商標、屋号）になると、その評価は2兆～10兆円となると報道されています。企業内にある知的財産（権）をどう守り、増やしていくかが、いまほど問われている時代はありません。

◆経済政策の重点も「知財」に

米国は1980年代、国家的財政赤字、海外貿易赤字のいわゆる巨大な双子の赤字に苦しんでいました。時のレーガン大統領は、知的財産政策を国家の柱として打ち出し、それに基づく国力回復を目指しました。そ

の結果、米国は、バイオ、IT、ニューメディアをはじめ、あらゆる先端技術分野で力を取り戻し、その国力・経済活力は再び成長期に入りました。この政策は、クリントン、ブッシュ大統領の政権に引き継がれています。

日本でも、2002年、小泉政権において「知的財産戦略大綱」を策定し、知的財産権をバブル崩壊後の日本経済の回復・活力再生のテコとしました。特許を優遇するいわゆる「プロパテント」政策です。ただ、米国の政策と較べ、まだまだ足りない部分があり、今後、さまざまな政策提言が行われていくはずで

#### ◆最前線を知る専門家によるアドバイス

本書は、このように重要性を増している「知的財産権」について、専門家である弁護士・弁理士が分野別に解説するものです。知財の代表として特許権（パテント）、実用新案権、商標権（トレードマーク、ブランド）、著作権（コピーライト）、企業秘密（トレードシークレット）、その他不正競争防止法上の権利について取り上げました。また、知的財産権は独占的権利の性質をもつという側面から、その濫用を防止する独占禁止法との関係についても触れるとともに、知財関連の裁判・審理がどのように行われているかも解説しています。

執筆は、いずれも知的財産権にかかわる法律実務に携わる、第一線で活躍中の弁護士・弁理士が担当しました。日頃の業務やクライアントとのやりとりを通じて得たさまざまなノウハウを凝縮させており、企業のトップマネジメント層、知財・総務・法務部門の担当者はもちろん、技術ベンチャーを志す若い方々にとって、きわめて大事な基本的情報を提供することを目指しました。

記述にあたっては、難解といわれがちな専門用語の使用や専門的な法解釈は極力避け、また、重要なポイントは「まとめ」として箇条書きにする、具体的な事例を豊富に盛り込むなど、法律アレルギーの方にも読

んでいただけるよう工夫を凝らしています。したがって経営上最低限知っておくべきポイントに絞り込んだ実践的なテキストとして、ご活用いただけるものと自負しております。

なお、本書は、日本国内におけるケースを取り上げていますが、経済のグローバル化に伴って、海外、とりわけ米国での知財戦略も重要になっています。そこで、本書の姉妹版として『米国編』をご用意しましたので、あわせてご活用いただければ幸いです。

2007年9月

筆者を代表して 弁護士 <sup>さがえたかよし</sup> 寒河江孝允